

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 5 年 度 第 9 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

平成26年1月10日（金曜日） 午後1時30分から午後4時50分まで

2 場 所

ウィングス京都 2階 会議室1, 2

3 出席者

【建築審査会委員】

高田会長, 前田会長代理, 関川委員, 東委員, 松本委員, 南部委員, 西嶋委員

【建築審査会事務局】

佐藤建築指導部長, 溝上建築指導課長, 林道路担当課長, 中山建築審査課長, 高木建築安全推進課長, 門川担当係長, 井上企画基準係長, 加藤道路第一係長, 竹内道路第二係長, 木下細街路対策係長, 澤木係員, 西坂係員

【参考人】

岡田課長補佐（消防局予防部）, 伊藤係員（消防局予防部）

【傍聴者】

0名

4 議事概要

(1) 同意案件に関する審議

京都市立嵯峨中学校屋内運動場増築に係る日影許可

(2) 同意案件に関する報告

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：右京区1件）

(3) 平成25年度第1号審査請求事件に関する審議

(4) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：伏見区2件, 上京区1件）

(5) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第43条第1項ただし書許可

（専用住宅：山科区1件, 西京区1件, 南区1件, 東山区1件, 下京区2件,
伏見区1件, 左京区1件）

イ 特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可

（専用住宅：西京区1件, 伏見区1件）

(6) 同意案件に関する報告

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：伏見区1件）

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議事事項（1）から（2）まで
- ・非公開：上記の議事事項（3）から（6）まで

6 審議内容

(1) 同意案件に関する審議

[京都市立嵯峨中学校屋内運動場増築に係る日影許可]

ア 議案の概要

建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく日影許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
8	右京区嵯峨新宮町63番地の2	京都市長 門川大作	中学校

イ 審議の結果：同意

(2) 同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：右京区1件）]

ア 報告の概要

前回の審査会で同意した、建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9019	京都市右京区西院高田町16-1	建都住宅販売株式会社 代表取締役 井上誠二	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(3) 平成25年度第1号審査請求事件に関する審議

平成25年度第1号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。処分庁に対し、地区計画に関する証拠資料等の提出を求めることとした。

なお、審議の間、中山建築審査課長は退席した。

(4) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：伏見区2件，上京区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9021	京都市伏見区	(個人)	専用住宅
9022	京都市伏見区	(個人)	専用住宅
9023	京都市上京区	(個人)	専用住宅

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

議案番号【9021】について

委員：なぜ、通路の区域が明確であれば、関係権利者の同意がなくても問題ないと判断されるのですか。

処分庁：安易に増築をして、敷地に取り込まれるというリスクが少ないと考えられます。

会長：同意が得られない人と申請者はどちらも始端部の敷地ではなく、同じ条件にあり、申請によって同意の得られない人に不利益が生じるということはないと思います。また、将来、他の敷地で建て替えが起こらなかったとしても、通路部分がこれ以上狭くなることはないので、安全性が低くなることはないと思います。

処分庁：同意が得られない関係権利者の敷地は計画地より奥であり、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと判断しています。

議案番号【9023】について

委員：関係権利者に同意している旨を聞き取りにより確認したとのことですが、誰から聞き取りをしたのですか。

処分庁：代理人が土地の所有者を訪問し、押印をお願いしたところ、押印は難しいが内容は理解しているということだったので、代理人から報告書を提出されています。

(5) 包括同意案件に関する報告

[ア 建築基準法第43条第1項ただし書許可

(専用住宅：山科区1件、西京区1件、南区1件、東山区1件、下京区2件、伏見区1件、左京区1件)]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1035	京都市山科区	(個人)	専用住宅
1042	京都市西京区	(個人)	専用住宅
1039	京都市南区	(個人)	専用住宅

1036	京都市東山区	(個人)	専用住宅
1037	京都市下京区	(個人)	専用住宅
1038	京都市下京区	(個人)	専用住宅
1040	京都市伏見区	(個人)	専用住宅
1041	京都市左京区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果：了承

[イ 特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可

(専用住宅：西京区1件、伏見区1件)]

ア 報告の概要

特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1034	京都市西京区	(個人)	専用住宅
1043	京都市伏見区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(6) 同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可 (専用住宅：伏見区1件)]

ア 報告の概要

前回の審査会で同意した、建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9020	京都市伏見区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果：了承

7 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄